

平成 31 年 1 月 30 日

各位

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

解体工事業の追加に伴う経過措置の終了について（お知らせ）

ア 解体工事業の追加に伴う経過措置

平成 28 年 6 月 1 日に改正建設業法が施行され、解体工事業が業種に追加されました。改正法施行日において、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間（平成 31（2019）年 5 月 31 日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事業を営むことができます。

イ 経過措置終了後も解体工事業を営む場合

平成 31（2019）年 6 月 1 日以降も解体工事業を営む場合、平成 31（2019）年 5 月 31 日までに解体工事業の許可を受ける必要があります。なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置とび・土工工事業者については、経過措置終了後も、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができます。

（別添 平成 30 年 12 月 26 日付国土建第 353 号「解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行うとび・土工工事業者の取扱いについて（通知）」参照）

ウ 解体工事業の技術者要件に係る経過措置（平成 33（2021）年 3 月 31 日まで）

平成 33（2021）年 3 月 31 日までの間は、とび・土工工事業の技術者（平成 28 年 5 月 31 日時点で既存の者に限ります。）も解体工事業の技術者とみなします。みなしの技術者で解体工事業の許可を受けた業者は、平成 33（2021）年 3 月 31 日までに、要件を満たす専任技術者への変更届を提出するか、同一の技術者で対応する場合、要件を満たしてから有資格区分の変更届を提出してください。変更の届出がされなかった場合には、解体工事業の許可は失効しますのでご注意ください。

（参考） 請負金額 500 万円（税込）未満の解体工事業を営む場合

解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 21 条第 1 項抜粋）

国土建第353号
平成30年12月26日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行う
とび・土工工事業者の取扱いについて（通知）

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、平成28年6月1日に施行され、改正法附則第3条第1項の規定により、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいるもの（以下「経過措置とび・土工工事業者」という。）については、平成31年5月31日までの間に限り、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができることとされました。今般、経過措置終了時点で経過措置とび・土工工事業者が解体工事を行っている場合の経過措置終了後の取扱いについて、下記のとおり明確化したので通知します。貴職におかれては、貴管下建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底が図られますよう指導をお願いします。

なお、貴管下市長村等に対しても、本件の周知をお願いします。

記

解体工事を行う経過措置とび・土工工事業者が、平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可を受けずに同年6月1日以降も引き続き解体工事を行う場合、同日以降、当該経過措置とび・土工工事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていない者となることを踏まえ、当該者は経過措置終了時まで速やかに解体工事業に係る許可を受けること。なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置とび・土工工事業者については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる。